

大阪・光の饗宴2025点灯式の開催にかかる 企画・調整、警備及び運営等業務企画提案募集要項

大阪・光の饗宴実行委員会（構成団体＝大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局、経済団体等。以下「実行委員会」という。）では、2025年大阪・関西万博の機運醸成や国内外からの来阪者を圧倒的な光でおもてなしするとともに、大阪の魅力をPRするため、令和7年4月上旬から「大阪・光の饗宴」の「御堂筋イルミネーション（阪神前交差点～難波西口交差点）」、「イルミネーションファサード（大阪市役所正面）」及び「イルミネーションストリート（みおつくしプロムナード）」を点灯し、その点灯初日に、大阪・光の饗宴 2025 点灯式（以下「点灯式」という。）の実施を予定しています。

この事業については、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名称

大阪・光の饗宴 2025 点灯式の開催にかかる企画・調整、警備及び運営等業務（以下「本件委託業務」という。）

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年5月30日（金）まで

(4) 契約上限金額

49,800,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 スケジュール

令和6年12月24日（火曜日）	公募開始
令和7年 1月 7日（火曜日）	説明会開催
令和7年 1月10日（金曜日）	質問受付締切
令和7年 1月30日（木曜日）	提案書等提出期限
令和7年 2月上旬頃	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和7年 2月上旬	契約締結・業務開始
令和7年 5月30日（金曜日）	業務終了

3 公募参加資格

次に定める内容を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。ただし、共同企業体が応募する場合は、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、代表となる者（以下「代表構成員」という。）を定め、かつ、構成員全てが次の(1)から(7)に定める内容を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(8)に定める内容を、代表構成員は(9)に定める内容を満たしていることとします。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89

- 号) 第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- ウ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- (7) 府又は大阪市を当事者の一方とする契約（府又は市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、府又は市が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

(8) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けていること（府の区域外に主たる事業所を有する者にあつては、同法第 9 条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。）。

(9) 過去に、同種事業について誠実に履行を完了した実績を有すること。なお、同種事業とは次に示すア及びイを満たすものであること。

ア 本事業と同規模以上の事業規模で開催した事業であること。

イ 雑踏整理に本事業と同規模以上の警備員を運用した事業であること。

4 応募の手続き

(1) 提出書類及び提出部数

指定の書類について、「正本」1 部、「副本」9 部を提出してください。

ア 企画提案応募申請書：正本 1 部（別紙様式 3）

イ 提案書：正本 1 部（別紙様式 4）、副本 9 部（別紙様式 5）

ウ 応募金額提案書：正本 1 部（別紙様式 6） ※別紙内訳のみ：副本 9 部

エ 業務担当予定者の経歴：正本 1 部（別紙様式 7）

オ 業務実績申告書：正本 1 部（別紙様式 8）

カ 共同企業体での応募の場合は、次の書類を提出：正本各 1 部

（ア）共同企業体届出書（別紙様式 9）

（イ）共同企業体協定書（別紙様式 10）

（ウ）委任状（別紙様式 11）※構成員が支店等の場合のみ

（エ）使用印鑑届（別紙様式 12-1）※代表構成員が代表取締役の場合

（オ）使用印鑑届（別紙様式 12-2）※代表構成員が受任者の場合

キ 誓約書（参加資格関係）：正本 1 部（別紙様式 13）

ク 添付書類：正本各 1 部

（ア）代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書（禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明）【※個人の場合のみ】

（イ）法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記がされていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が無いことの証明）【※個人の場合のみ】

（ウ）登記事項全部証明書（登記簿謄本）【※法人の場合のみ】

（エ）府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

（オ）税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

（カ）大阪市域内に事業所がある場合、3 月末時点において納期が到来している、大阪市税に係る徴収金を完納していることがわかる領収書

（キ）財務諸表の写し

（正本 1 部、副本 1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④キャッシュフロー計算書 ※作成している場合は提出してください。

（ク）警備業法第 4 条の認定を受けていることを証する標識の写し

（ケ）事業実績に関する説明資料（契約書表紙の写し、実施報告書等）

（注 1）上記（ア）から（オ）については、発行日から 3 ヶ月以内のものとします。

（注 2）共同企業体での応募の場合、（ア）から（キ）については構成員全てに係るものを、（ク）については認定を受けたいいずれかの構成員に係るものを（ケ）については代

表構成員に係るものを提出してください。

(2) 提案書類等の返却

提案書類等は、理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。なお、本件委託業務に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3) 提案書類等の不備

提案書類等に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(4) その他

ア 応募は、1 者 1 提案とします。(共同企業体の構成員として参加する場合を含む。)

イ 提案書類は、モノクロ(白黒)、カラーどちらでも可。

ウ 「正本」「副本」をそれぞれ 1 セットずつ A4 サイズのフラットファイル(紙製、A4 縦型)に綴って提出してください。

「別紙様式 5」については、紙媒体での提出に加え、PDF 化し DVD に格納のうえ、1 部提出してください。

「正本」については背表紙に提案事業タイトル「大阪・光の饗宴 2025 点灯式事業提案書」及び「提案団体名」を記入してください。

エ 「副本」については、個人名、企業名及び社章など応募提案者が特定できる内容を記入しないでください。(表紙及び背表紙を含む。)

オ 提案に要する経費は、全て応募提案者の負担とします。

カ 提出時には一切の質問に応じません。

キ 提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。(実行委員会事務局が補正等を求める場合を除く。)

ク 提案書類に虚偽の記載をした者は、本件委託業務への応募資格を失うものとします。

(5) 提出方法

事務局への持ち込みのみとします。(郵送等による提出は認めません。)

※持参する際は、必ず事前にお電話連絡をお願いします。

(6) 提出期限

令和 7 年 1 月 30 日(木) 午後 5 時まで《必着》

・受付時間: 平日の午前 10 時から午後 5 時まで(ただし、正午から午後 1 時まで除く)

(7) 提出先

大阪・光の饗宴実行委員会事務局

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ)

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 37 階

電話番号 06-6210-9304

5 説明会

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催します。応募を検討している方は可能な限り出席してください。

(1) 開催日時等

ア 日時

令和 7 年 1 月 7 日(火) 午前 10 時 30 分(受付開始 午前 10 時 15 分)

イ 場所 大阪府咲洲庁舎 4 1 階 共用会議室 8

大阪市住之江区南港北 1-14-16

アクセスについては、

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/location/location16.html>

をご覧ください。

(2) 申込方法

- ・別紙様式1「大阪・光の饗宴 2025 点灯式の開催にかかる企画調整、警備及び運営等業務説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、電子メールで実行委員会事務局あてに提出してください。電話、ファクシミリでの申込みは受け付けません。
- ・電子メールの「件名」に「【説明会参加申込：大阪・光の饗宴 2025 点灯式プロポーザルについて】」と記載して送付してください。
- ・電子メール送信後は、必ず、到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。

※申込書提出先

実行委員会事務局

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ)

電子メール：toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号：06-6210-9304

(3) 受付期限

令和7年1月6日(月)正午まで《必着》

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年1月7日(火)から令和7年1月10日(金)午後5時まで《必着》

受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(2) 提出方法

電子メール(アドレス：toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)で受付けます。

別紙様式2ー1「大阪・光の饗宴 2025 点灯式質問票」を送付ください。

※メールの「件名」に、【質問：大阪・光の饗宴 2025 点灯式 プロポーザルについて】と記載してください。

※口頭、電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けません。

※電子メール送信後は、必ず、到着の有無を電話で事務局に問い合わせてください。

実行委員会事務局

(大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進・ミュージアムグループ)

電子メール：toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号：06-6210-9304

(3) 回答方法

令和7年1月17日(金)までに、大阪府のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載します。

※ 個別での回答はしません。

(ホームページアドレス)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/toshimiryoku/illumi/bosyu2024.html>

7 審査の方法

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査で最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高得点の者が複数いる場合は提案金額が安価な者を最優秀提案者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、後日お知らせします。

プレゼンテーション審査では、事前に提出した応募書類以外の使用は認めません。また、プロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 審査の結果、評価点が 100 点満点中 60 点未満の場合は最優秀提案者及び次点者として選定しません。

エ 審査後、契約締結までの間に契約候補者が失格となった場合には、次点者を採用します。

オ 審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

(2) 審査基準

審査項目		配点	審査内容・着眼点
企画内容、 運営業務及 びパブリシ ティ活動	企画内容	50 点	- 人を惹きつける魅力的な企画となっているか。 - いよいよ開幕する大阪・関西万博の機運醸成や期待感を高める企画となっているか。 - 万博開催都市として世界から注目される大阪の魅力や万博の魅力を国内外に発信できる企画であるか。 - イルミネーション点灯の瞬間を楽しむことができるような内容となっているか。 - 来場者以外にも多くの方に御堂筋イルミネーション等の 4 月からの点灯が周知でき、大阪・関西万博への期待感の向上につながる企画であるか。 - 開催場所を提案する場合は、提案場所に応じた実現可能な企画を提案できているか。
	運営業務	10 点	- 事業を円滑かつ確実に実施できる運営体制（運営管理、組織・実施体制等）となっているか。 - 実現可能な運営計画、スケジュールの提案できているか。
	パブリシ ティ活動	10 点	メディアに広く取り上げられるような効果的なパブリシティ活動計画となっているか。
自主警備、 安全対策計画		15 点	- 警備計画の策定など、適切な安全対策が取られているか。 - 警備員の配置や資機材の設置について、合理的かつ効率的な運用計画となっているか。
会場設営及び 搬入出計画		10 点	- 施設や資機材の搬入出、設営撤去計画は効率的な計画となっているか。 - 安全に遂行可能な計画となっているか。
価格点		5 点	価格点の算定式 満点(5点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格
合 計		100 点	

(3) 審査結果

審査結果は全提案者に通知します。また、選定過程の透明性を確保する観点から、次の内容についてホームページで公表します。応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ・最優秀提案事業者と評価点、契約候補者の名称、評価点及び選定理由（評価ポイント）
- ・全提案者の名称（申込順）
- ・全提案者の評価点（得点順）
- ・選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ・その他

(4) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。また、応募提案者が契約候補者に決定した後、契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合も同様に除外とし、次点の者を採用します。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 その他

- (1) 提案書類等は、当該募集に関する報告等に必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、提案者の許可を得なければ公表しません。
- (2) 関係機関協議の結果等により、提案内容の一部が実施できない場合があります。
- (3) 契約候補者との間で、具体的事業内容及び契約内容について合意に達しない場合や、正当な理由なく契約に応じない場合は、契約候補者としての選定を取り消して次点の者を新たな契約候補者とします。
- (4) 契約候補者として決定した日から契約締結日までの間において、「3 公募参加資格(6)」イ又はエのいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約候補者として決定した日から契約締結日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 「3 公募参加資格(6)」ア又はウのいずれかに該当する者
 - イ 府又は大阪市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 当該公募に係る重要事項が生じた際は、連絡事項としてホームページに掲載する。なお、連絡事項を確認しなかったことによる応募提案者が被った損害について、実行委員会は一切の責めを負いません。